

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 24 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

1 競争に付する事項

(1)

物件番号	物件名	購入数量等
1	物品の購入（防災備蓄品）	仕様書のとおり
2	物品の購入（プリンター・OA 機器類）	
3	物品の購入 (高性能パーソナルコンピューター)	
4	物品の購入（シェレッダー）	
5	物品の購入（デジタルカメラ・事務用品ほか）	
6	物品の購入（収穫調査用品）	
7	物品の購入（現場用品）	
8	物品の購入（電動刈払機ほか）	
9	物品の購入（測定用品）	
10	物品の購入（獣害対策用品）	
11	物品の購入（センサーカメラほか）	

(2) 購入物品の規格及び特質 入札説明資料による

(3) 納入期限 令和 8 年 3 月 19 日（3 号物件以外）
令和 8 年 3 月 25 日（3 号物件）

(4) 納入場所 入札説明資料による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格「全省庁統一資格」、「物品の販売」又は「物品の製造」において登録されている者であること。
- (4) 証明書類等提出期限の日から開札の日までの期間に、関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札の方法

- (1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。但し、紙入札による場合は郵便入札のみとするため、再度の入札に参加することはできない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、1(2)の仕様・規格等により、本体価格のほか、輸送費及び仕様書等を満たすために行う作業による経費等、購入に要する一切の諸経費を含めた額とする。

4 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間、質問及び回答

- (1) 契約条項を示す場所及び入札・契約に関する問合せ先
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16 番 25 号
関東森林管理局 総務企画部 経理課 企画係 電話 027-210-1149
メールアドレス : ks_kanto_keiri@maff.go.jp (経理課代表)
- (2) 仕様書に関する問合せ先
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16 番 25 号 関東森林管理局
1、2、3 号物件 : 総務企画部 企画調整課 企画調整係 電話 027-210-1150
メールアドレス : ks_kanto_kikaku@maff.go.jp (企画調整課代表)
4、5 号物件 : 総務企画部 経理課 企画係 電話 027-210-1149
メールアドレス : ks_kanto_keiri@maff.go.jp (経理課代表)
6 号物件 : 森林整備部 資源活用課 企画係 電話 027-210-1186
メールアドレス : ks_kanto_sigen@maff.go.jp (資源活用課代表)
7、8 号物件 : 森林整備部 森林整備課 企画係 電話 027-210-1183
メールアドレス : ks_kanto_seibi@maff.go.jp (森林整備課代表)
- 9, 10, 11 号物件 : 計画保全部 保全課 企画係 電話 027-210-1178
メールアドレス : ks_kanto_hozan@maff.go.jp (保全課代表)

(3) 入札説明資料の交付

(1) の場所において、下記資料を入札公告の日から交付する。なお、関東森林管理局ホームページからダウンロードすることもできる。

ア 入札説明資料（契約書案、仕様書、入札書、提案書等）

イ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

（「入札・見積心得」

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>

(4) 入札に関する質問及び回答について

本競争入札に対する質問がある場合においては次のアからウに従い、書面（様式自由、電子ファイル可）により提出すること。

質問及び回答は、エ、オにより、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

ア 提出期限：令和7年12月24日午前9時00分から令和8年1月19日午後4時00分まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時00分を除く。）

イ 提出場所：上記(1)及び(2)に示す場所

ウ 提出方法：書面の持参、郵送又はメールによる（様式自由）。

エ 掲載期間：令和7年12月24日から令和8年1月21日まで。

オ 掲載場所：（「入札説明書等に対する質問書及び回答」

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html>

5 提出書類及び提出方法・期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明資料に示すところにより、全省庁統一資格審査結果通知書（写）及び提案書（納入物品について、仕様書に記載された規格・品質を満たすことを証明する書類を添付）を提出しなければならない。

また、当該提出書類等に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和8年1月20日午後5時00分までの間においてそれに応じなければならない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

4(1)の場所に、持参又は郵送・託送（書留等配達記録の残るものに限る。）すること。

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年12月25日午前9時00分から令和8年1月19日午後4時00分まで

（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年12月25日午前9時00分から令和8年1月19日午後4時00分まで

（ただし、行政機関の休日を除く。）

6 入札執行の場所及び日時

(1) 電子調達システムにより入札する場合

ア 入札の日時

各物件については、令和8年1月21日午前9時00分から令和8年1月22日の以下の時間までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

第1号物件	： 午前 9時 00 分
第2号物件	： 午前 9時 30 分
第3号物件	： 午前 10時 00 分
第4号物件	： 午前 10時 30 分
第5号物件	： 午前 11時 00 分
第6号物件	： 午前 11時 30 分
第7号物件	： 午後 1時 00 分
第8号物件	： 午後 1時 30 分
第9号物件	： 午後 2時 00 分
第10号物件	： 午後 2時 30 分
第11号物件	： 午後 3時 00 分

イ 開札の場所及び日時

- ・場所 関東森林管理局 2階小会議室
- ・日時 入札締切後、即時開札とする

(2) 紙入札方式により参加する場合

下記 ア に示す場所、日時において入札する。

郵便入札のみ可とするが、郵便入札を行うときは、4(1)の場所に書留郵便又は配達証明郵便で、令和8年1月21日午後4時00分までに到着することとし、入札書の日付は、令和8年1月22日とする。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できないことに留意すること。

ア 入札、開札の場所及び日時

各物件の入札、開札の場所及時間は下記のとおり。

- ・場所 関東森林管理局 2階小会議室
- ・日時 令和8年1月22日

第1号物件	： 午前 9時 01 分
第2号物件	： 午前 9時 31 分
第3号物件	： 午前 10時 01 分
第4号物件	： 午前 10時 31 分
第5号物件	： 午前 11時 01 分
第6号物件	： 午前 11時 31 分
第7号物件	： 午後 1時 01 分
第8号物件	： 午後 1時 31 分
第9号物件	： 午後 2時 01 分
第10号物件	： 午後 2時 31 分
第11号物件	： 午後 3時 01 分

7 その他

- (1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
関東森林管理局等競争契約入札心得による。
- (4) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
なお、落札者は落札決定日から 3 営業日以内に納付先別及び物品毎（物品提案した場合は提案した物品に修正）に消費税及び地方消費税の額を加算した金額の内訳書を作成すること。また、内訳書作成にあたっては、内訳書の計が契約額と同額になることに留意すること。
- (6) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (7) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (8) その他
詳細は、4(3)入札説明資料による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、関東森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧下さい。